

避難農業者経営再開支援事業実施要領

「避難農業者経営再開支援事業」については、避難農業者経営再開支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより、適正な実施を図るものとする。

第1 事業の目的

本事業は、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原子力災害」という。）の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村。（以下「原子力被災12市町村」という。））から避難等を余儀なくされている農業者（以下「避難農業者」という。）が、原子力被災12市町村外（県外を含む。）において、農業経営を再開する取組等を支援することによって避難農業者の生活再建を図ることを目的として行うものとする。

第2 事業の内容等

本事業は原子力被災12市町村外（県外を含む。）において、農業経営を再開する場合等に必要となる農業用機械、施設、家畜等の導入の事業に必要な経費を事業実施主体に助成するものとし、事業実施主体、補助要件、補助率、事業の内容及び補助対象等は別表のとおりとする。

第3 補助

県は、予算の範囲内において、交付要綱に定めるところにより、原子力被災12市町村に対し補助するものとする。

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は単年度とする。

第5 事業実施の手続き

1 事業実施計画書の作成及び承認

- (1) 事業実施主体は事業実施計画書（様式2別添）を作成し、原子力災害の発生時、居住していた原子力被災12市町村へ提出する。
- (2) 原子力被災12市町村は、実施計画承認申請書（様式1）及び事業実施計画書（様式2）を作成し、管轄する福島県農林事務所長（以下「所長」という。）に提出する。
- (3) 所長は事業実施計画書の審査を行い、適当と認められるときは、予算の範囲内

において、様式3により承認するとともに、当該実施計画承認申請書及び事業実施計画書の写しを福島県農林水産部長（以下「部長」という。）に提出する。

- (4) 事業実施計画の承認を受けた原子力被災12市町村は、交付要綱第3条に定める申請をすることができる。

2 事業実施計画の変更

- (1) 事業実施主体は、交付要綱第5条に規定する重要な変更をする場合は、前項1の(1)から(4)に準じて手続きを行うものとする。
- (2) 所長により承認された事業実施計画書について、交付要綱第4条第1項に規定する軽微な変更をする場合は、事業実施計画変更届（様式4）を作成し、所長へ届け出をするものとする。

第6 事業の推進指導

本事業を円滑かつ適正に実施するため、農林事務所、避難農業者の受入市町村、農業団体等は密接な連携を図り、支援を行うものとする。

第7 事業実施報告

- 1 事業実施主体は、農業経営再開実績報告書（様式2別添）を作成し、原子力被災12市町村へ報告するものとする。
- 2 原子力被災12市町村は、事業実績報告書（様式2）を作成し、交付要綱第9条に定める実績報告に併せて所長に報告する。

第8 成果確認検査

所長は、事業の検査確認に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて行うものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

<p>1 事業実施主体</p> <p>以下の全ての要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 原子力災害の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された原子力被災12市町村に、原子力災害の発生時、居住し、農業経営を行っていた者</p> <p>(2) 原子力災害後農業経営を休止していた者又は休止していたと見なせる者で、原子力被災12市町村外（県外を含む。）において農業経営の再開等を行う避難農業者 ※休止とは、直近の事業年度に係る農産物（飼料作物を含む。以下同じ。）の販売実績がない（販売金額ゼロ）ことをいう。 ※休止していたとみなせる者とは、直近の事業年度にかかる農産物の販売金額が、平成23年3月11日前に終了した直近の事業年度に係る農産物の販売金額と比べて50パーセント以下である者をいう。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の規程に基づき、市町村から農業経営改善経営計画が適当である旨の認定を受けた者をいう。）</p> <p>イ 農産物の販売を目的とする農業者（もっぱら農産物の自給を目的に営農を行う農業者は除く。）</p> <p>ウ その他福島県知事が特に必要と認める者</p> <p>(4) 農地を利用して農業経営を再開する場合には、当該農地については、農地法、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律のいずれかに基づく利用権等を設定した者又はする予定の者</p> <p>2 補助要件</p> <p>原子力被災12市町村外（県外を含む。）において農業経営の再開等を行う場合</p> <p>3 補助率</p> <p>(1) 経営再開資金</p> <p>1／3以内</p> <p>ただし、以下の場合、この限りではない。</p> <p>事業実施計画書の申請時において、事業実施主体が原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）に基づく帰還困難区域等に指定された区域の農地台帳に登録されている、又は住民票を有しており、かつ、将来的に原子力被災12市町村内で農業経営を再開する意思があることを避難元市町村の長が確認した場合は3／4以内</p> <p>(2) 市町村事務費</p> <p>定額</p> <p>4 事業の内容及び補助対象</p>	
<p>事業の内容</p>	<p>補助対象</p>

<p>1 農業用機械等の導入</p>	<p>事業実施主体が、自らの経営において、農産物（飼料作物を含む。以下同じ。）の生産、流通、販売に必要な下記の（１）から（８）の機械の導入に要する経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none">（１）耕耘・破砕（２）施肥（３）播種（４）移植（５）栽培管理（６）防除（７）収穫（８）調製・出荷用機械等 <p>原則として、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム、パソコン、運搬用トラック等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。</p> <p>ア フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）、ほ場観測施設及び中間拠点施設（農機具格納庫）等については、以下の要件をすべて満たすものであること。</p> <ul style="list-style-type: none">（ア）他用途に使用されないものであること。（イ）農業経営において真に必要であること。（ウ）導入後の適正利用が確認できるものであること。 <p>さらに、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫）等の施設については、アの（ア）から（ウ）までの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。また、農機具格納庫は、補助対象機械を収容し、かつ、当該機械と併せて設置する場合に限り補助対象とする。この場合、補助対象に係る施設の床面積規模は、補助対象機械の大きさ及び台数からみて合理的なものであるとともに、設置場所の立地条件等からみて、通路等の関連空間及び設置空間が適正に確保されているものとする。</p> <p>なお、導入する機械は、過剰な投資とならないよう、「福島県特定高性能農業機械導入計画」に記載のある機械であるときは、その利用規模下限面積をおおむね満たすものとする。ただし、地域の実情に照らして、福島県知事が特に必要と認める場合には、この限りではない。</p>
--------------------	---

<p>2 施設の整備等</p>	<p>事業実施主体が、自らの経営において、農産物の生産に必要な下記の(1)から(4)の施設の整備に要する経費とする。</p> <p>(1) パイプハウス、果樹棚</p> <p>ア 栽培用ハウス</p> <p>イ ハウス附帯施設 加温・冷房・除湿機、換気装置、灌水装置、カーテン装置等 なお、ハウス附帯施設のみを導入することもできる。</p> <p>ウ 高度環境制御栽培施設 灌水同時施肥栽培装置、露地用灌水装置、養液栽培装置、複合環境制御装置、多目的細霧冷房施設、栽培用照明装置、防風施設、防霜施設、簡易な暗渠施設等</p> <p>(2) 家畜飼養管理施設</p> <p>ア 乳用牛 管理施設搾乳牛舎、搾乳施設、乾乳牛舎、育成牛舎等</p> <p>イ 肉用牛 (ア) 肉用牛繁殖 繁殖雌牛用牛舎、分娩用牛舎、子牛ほ育成牛舎等 (イ) 肉用牛肥育・育成 肉用牛の肥育牛舎、育成用牛舎等</p> <p>ウ 養豚 繁殖用豚舎、分娩ほ育豚舎、育成豚舎等</p> <p>エ 養鶏 ウインドレス鶏舎、孵卵施設、鶏卵選別包装施設等</p> <p>オ 施設と一体的に整備する施設は、次の全てに該当するもの (ア) 家畜飼養管理施設と併せて設置する設備であること。 (イ) 整備する設備は、給餌、ほ乳、家畜排せつ物の搬出等基本的な生産工程に直接関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>(3) 家畜排泄物処理施設</p> <p>ア 堆肥処理施設 堆肥舎、堆肥発酵施設、乾燥施設、堆肥調製保管施設、副資材保管施設等</p> <p>イ 汚水処理施設 貯留槽、浄化処理施設、スラリータンク等</p>
-----------------	---

	<p>ウ 脱臭施設</p> <p>エ 施設と一体的に整備する施設は、次の全てに該当するもの</p> <p>(ア) 家畜排泄物処理施設と一体的に整備する設備</p> <p>(イ) 堆肥処理施設にあつては、水分調整、発酵等基本的な処理工程に直接関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>(ウ) 汚水処理施設の設備にあつては、固液分離、ばっ気脱窒等基本的な処理工程に直接関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>(エ) 脱臭処理の設備にあつては、臭気の吸引、洗浄除去等基本的な処理工程に直接関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>(4) 自給飼料関連施設</p> <p>自給飼料調製・保管施設、飼料原料保管施設、混合飼料等調製・保管・供給施設等</p> <p>ア 施設と一体的に整備する施設は、次の全てに該当するもの</p> <p>(ア) 自給飼料関連施設と併せて設置する設備であること。</p> <p>(イ) 整備する設備は、粉碎、混合、調製等基本的な生産工程に直接関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>なお、園芸施設は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業災害補償法に基づくものとするに留意すること。</p>
<p>3 果樹の新植・改植、花き等の種苗、諸材料等の導入</p>	<p>事業実施主体が、自らの経営において、果樹の新植・改植、花き等の種苗や肥料、農薬等の諸材料の導入に要する経費とし、農業経営を再開する初年度に必要な分のみとする。</p>
<p>4 家畜の導入</p>	<p>事業実施主体が、自らの経営において、下記の(1)から(3)の家畜の導入に必要な経費とする。</p> <p>(1) 肉専用繁殖雌牛</p> <p>おおむね8か月以上4歳未満の繁殖に供する雌牛であり、登録牛であること。</p>

	<p>(2) 搾乳用雌牛 4歳未満の登録牛又はその娘牛であり、繁殖に供する雌牛であること。</p> <p>(3) 豚 ア 純粋種豚であって、次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかの要件に該当するものとする。 (ア) 国内で生産され、一般社団法人日本養豚協会(以下「養豚協会」という。)が証明する生後3か月齢以内のもの (イ) 海外から導入し、養豚協会が証明する種豚登録豚で生後15か月齢以内のもの イ 肉豚生産用の繁殖用雌豚は、交雑種とする。</p>
5 農地又は採草放牧地の確保	事業実施主体が、自らの経営において、農業経営を再開する又は拡大する農地又は採草放牧地の賃借に必要な経費とする。
6 市町村事務費	本事業の実施に関して必要な事務経費とする。 事務経費の使途は、旅費、役員費(郵券代等)、需用費(消耗品代、燃料代等)、使用料及び賃借料(会場借上経費、E T C等)、その他事業の実施において必要と認める経費とする。

5 補助限度額

経営再開資金

補助対象経費(補助対象となる経費のうち、限度額1,000万円)に補助率を乗じた額を上限とする。

なお、交付要綱の別表の補助率において、別に定める導入する果樹及び家畜の補助金の上限額は、次のとおりとする。

ア 果樹の新植・改植の10aあたりの補助金の上限額

果樹の新植・改植のうち、次の(ア)から(ウ)の10aあたりの補助金の上限額は、以下に掲げる補助金額とする。

なお、対象品目の区分の考え方については、果樹農業好循環形成総合対策等実施要領(平成13年4月11日付け12生産第2775号農林水産省生産局長通知)の第2に準ずるものとする。

(ア) かんきつ類からの改植

35万円/10a

(イ) 主要果樹への改植

25万円/10a

(ウ) りんごわい化栽培等への改植

50万円/10a

イ 家畜の一头あたりの補助金の上限額

(ア) 肉専用繁殖雌牛（繁殖に供する雌牛）

26.25万円/頭

(イ) 搾乳用雌牛（妊娠牛）

41.25万円/頭

(ウ) 純粋種豚、繁殖用雌豚

6万円/頭

6 事業の実施基準

- (1) 本事業は、原子力被災12市町村外（県外を含む。）において、事業実施主体が農業経営の再開等を行う場合に農産物の生産等に必要な農業用機械、施設、家畜等の導入等を支援する。
- (2) 本事業以外の県の補助事業の対象として整備するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）
- (3) 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて実施するものでないこと。
- (4) 補助対象とする経費は、取組の実施地域の実情に即した適正な現時実行価格により算定するものとし、取組の規模については、それぞれの目的に合致するものとする。
- (5) 補助対象とする農業用機械、施設等は原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
ただし、既存の農業用機械、施設及び資材の有効利用並びに経費の低減等の観点から、増築、改築、併設、修繕等、又は古品古材の利用も認めるものとする。
この場合の古品古材については、新資材等と一体的な施行及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数（機械単体は2年以上）を有するものとする。
- (6) 事業実施主体の自己負担分の資金が適正に確保されることが確実に見込まなければならない。
- (7) 次に掲げるものは、補助対象経費の対象外とする。
 - ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの
 - イ リース方式による農業用機械、施設等の導入

様式1

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

市町村長

〇〇年度避難農業者経営再開支援事業実施計画（変更）承認申請書
避難農業者経営再開支援事業実施要領第5の規程に基づき、承認を受けたいので、下記により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業実施計画書（事業実施変更計画書）
別紙（様式2）のとおり

様式2

〇〇年度避難農業者経営再開支援事業実施計画書（変更計画書・実績報告書）

1 市町村名

2 事業実施主体

3 事業内容

（1）事業内容及び事業費

ア 別紙のとおり。

（イ 変更理由（変更計画書の場合は、計画変更理由を記載）。）

（2）将来的に、避難元市町村に帰還して農業経営を再開する意思の妥当性確認

将来的に避難元に帰還して農業経営再開することが見込まれる農業者である。

<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適	（「不適」の理由）
----------------------------	-----------------------------	-----------

〔添付資料〕 （様式2別添）農業経営再開計画書（変更計画書・実績報告書）

(様式2別添 (農業経営再開計画書、農業経営再開変更計画書又は農業経営再開実績書))

市町村名:

〇〇年度

農業経営再開計画書 (兼農業経営再開変更計画書)
(兼農業経営再開実績報告書)

事業実施主体名: _____
(区分: 認定農業者 認定農業者以外)

現住所: _____
(避難元住所: _____)

電話番号: _____

ファックス: _____

代表者氏名: _____ ※法人等の場合

設立年月日: _____ ※法人等の場合

1 事業目標（又は事業目標の実績）

--

(1) 農業経営再開目標（又は事業実績）

単位：千円、a、頭羽数等

部門名・作目等	項目	実績		営農再開目標（又は実績）					
		震災前	現状（前年）	年度	年度	年度	年度	年度	年度
	面積・飼養頭数								
	販売金額								
	面積・飼養頭数								
	販売金額								
計	面積・飼養頭数								
	販売金額								

※震災前:平成 23 年3月 11 日以前の直近の決裁年度の実績を記載。ただし、同実績が例年より高額であった場合、同決算年度を含む直近の3ヵ年の決算額の平均でも可。

※営農再開の目標は、事業実施計画書の申請時点で見込み得る範囲において、農業経営再開計画書に基づく農業用機械、施設等の導入の取組の初年度を含む 5 年間の各年度の見込まれる面積を中心に記載する。

※営農再開面積、飼養頭羽数、販売金額の実績は、原則として事業を実施した年度欄に記載する。

※計画の変更により事業目標を変更する場合は、二段書きとし、上段（ ）に変更前、下段に変更後を記載する。

(2) 将来的に、原子力被災 12 市町村内へ帰還して営農を再開する意向※チェックを入れる。

- 将来、帰還して営農する意思がある。
 将来、帰還して営農する見込みはない。

2 事業実施計画（又は事業実績）

（1）農業用機械等の導入

No	機械等の種類・内容	仕様	作物等 面積 数量	事業費 (A) (円)	備考
1					
2					
計					

※事業費の欄には、本事業で対象とする補助対象経費及び補助対象経費に該当しないものがある場合には、それも含めた総額を記載する。

以下、（2）から（5）及び3に同じ。

※備考欄には、必要に応じて事業費の主たる内訳、単価等を記載する。以下、（2）から（5）に同じ。

※計画を変更する場合は、二段書きとし、上段（ ）に変更前、下段に変更後を記載する。

（2）施設の整備等

No	施設等の種類・内容	仕様	作物等面積 数量	事業費 (A) (円)	備考
1					
2					
計					

(3) 果樹の新植・改植、花き等の種苗、諸材料等の導入

No	区分・事業量	仕様	作物等 面積 数量	事業費 (A) (円)	備考
1					
2					
計					

(4) 家畜の導入

No	畜種	頭数	飼養可能頭数	事業費 (A) (円)	備考
1					
2					
計					

(5) 農地又は採草牧草地の確保

No	地目	面積	事業費 (A) (円)	契約根拠法	所在地	備考
1						
2						
計						

3 事業費総括表（事業実施計画又は事業実績）

単位 円、千円

区 分	事業費（A）	補助対象経費 （(A)のうち、補助対 象 外の経費を除いた額） （B）	補助金（C）	着手（予定）	完了（予定）	備考
			年月日	年月日		
			区分（1）、（2）、（5）：（B）×指 定の補助率以内の額（C） 区分（3）、（4）：（（B）×指定の 補助率）以内の額、又は、上限補助金額 （果樹の面積あたり又は家畜の一頭あた りの補助金上限額）×事業数量（面積又 は頭数）の額のいずれか低い金額（C）			
（1）農業用機械等の導入	円	円	円			
（2）施設の整備等						
（3）果樹の新植・改植、 花き等の種苗、諸材料 等の導入						
（4）家畜の導入						
（5）農地又は採草牧草地 の確保						
合 計	円	円	円			
補助金申請予定額（又は補助金実績額）			千円			

注) 備考には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額●●円」を、同税額がない場合には、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、計の欄に合計額「除税額●●円」と記入する。

注) 補助対象経費の限度額は1,000万円。

注) 補助金額の欄(C)は、(1)から(5)の事業項目ごとに定められた算式により、算出した額を記載する。

注) 補助金申請予定額は、千円単位（千円未満は切り捨て）で記載する。

注) 計画を変更する場合は、二段書きとし、上段（ ）に変更前、下段に変更後を記載する。

注) 実績報告書の段階で実施計画書から変更があった場合は、二段書きとし、上段()に変更前、下段に実績を記載する。

4 添付資料(事業実施計画の申請時)

- (1) 概算設計書、見積書等の根拠となる資料(写し)
- (2) 位置、位置図(配置図)、平面図、立面図、側面図
- (3) 農業用機械、施設等の規模等の決定根拠となる資料及び補足資料(様式1)
- (4) カタログ
- (5) 規約・定款(法人、団体の場合)
- (6) 直近の収支決算書(又は青色申告書の写し) ※震災後休業していたとみなせる者の場合のみ
- (7) 農地台帳又は住民票の写し ※補助率3/4以内を申請する場合のみ
- (8) 暴力団排除に関する誓約書
- (9) その他福島県知事が必要と認める資料 等

5 添付資料(事業計画の変更時)

- (1) 変更前の事業実施計画書
- (2) その他、必要に応じて変更理由、変更箇所等の内容が明らかとなる関係資料を添付すること。

6 添付資料(事業実績の報告時)

- (1) 出来高設計書、納品書、請求書、領収書等費用の根拠となる資料(写し)
- (2) 位置、位置図(配置図)、平面図、立面図、側面図、登記簿(家畜)
- (3) 契約書(写し)
- (4) 写真
- (5) その他福島県知事が必要と認める資料 等

様式1【補足資料】

※既に所有（保有）の機械、施設等がある場合は下記に記入する。

導入予定の農業用機械、施設等の規模、性能等を決定する際の補足資料

機械、施設等	台数、規模等	規格・年式	利用作物等	稼働状況・使用状況	備考 〔購入年度や他の事業〕 での購入等を記載

※所有（保有）する機械・施設等ごとに分けて記入する。

様式3

番 号
年 月 日

市町村長 様

福島県〇〇農林事務所長

〇〇年度避難農業者経営再開支援事業実施計画の（変更（中止・廃止））承認
について（通知）

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇号にて申請のありましたこのことについては、避難農業者
経営再開支援事業実施要領第5の規程に基づき承認します。

様式 4

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

市町村長

避難農業者経営再開支援事業実施計画変更届

〇〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇号で承認された事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、避難農業者経営再開支援事業実施要領第5の2の規程に基づき届け出ます。

記

1 変更の理由

2 事業実施計画書

事業実施計画（様式2）に準じて作成する。

なお、変更部分は2段書きとし、変更前を括弧書きで、変更後を下段に記載する。

[添付資料]

※変更前の事業実施計画書を添付すること。

※その他、変更理由、変更箇所等の内容が明らかとなる関係資料を必要に応じて添付すること。